

西濃用水第三期地区 福田頭首工用地測量業務

特 別 仕 様 書

東 海 農 政 局
西濃用水第三期農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、西濃用水第三期地区 福田頭首工用地測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

岐阜県大垣市福田町及び南一色町地内
(別添位置図のとおり。)

(2) 調査区域

- ① 地域区分は「耕地」とする。
- ② 調査区域面積は、2. 210haとする。

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編成により行うものとする。

(土地の立入り等)

第4条 本業務のため第三者の土地に立入り又は一時使用する場合は、共通仕様書第43条に定める事項を遵守し関係地権者と十分協調を保ち、トラブルが発生しないよう心掛けなければならない。

(障害物の伐除)

第5条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除した場合の補償は、受注者の責任において処理する。

第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第6条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、「甲三」による。
- (3) 縮尺は、1/500 とする。

(貸与資料等)

第7条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
令和4年度 西濃用水第三期地区 全体実施設計書作成他業務【測量】 成果物（電子）	一 式	
その他必要な資料	一 式	

2 受注者が、土地の登記簿記録等の閲覧又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付し、受注者が申請受領を行う。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第8条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 打合せ協議	3 回	中間1回
(3) 現地踏査	1 業務	
(4) 境界の確認	2. 210 ha	
(5) 土地境界確認書の作成	2. 210 ha	
(6) 境界測量	2. 210 ha	
(7) 境界点間測量	2. 210 ha	
(8) 用地実測図の作成	2. 210 ha	
(9) 公共用地管理者との打ち合わせ	1 業務	
(10) 依頼書の作成	1. 340 km	
(11) 協議書の作成	1. 340 km	

(指示事項)

第9条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 公共用地管理者との打合せ

公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。

(2) 境界の確認

① 受注者は関係者との立会日程の事前調整を行うものとし、立会い通知を立会日の1週間前までに関係者に届くようにする。

② 杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は4.5cm×4.5cm×45cm、赤色のペイントで着色する。

③ 境界確認に伴う立会人の日当4,400円(税込)は、受注者の負担とする。関係者は36人を想定している。

④ 立会確認の完了後は、プラスチック杭を設置するものとする。

(3) 用地実測図の作成

図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(4) 依頼書の作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。

(5) 協議書の作成

境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。

第4章 成 果 物

(成果物等)

第10条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物	数 量	装 丁 等	
(1) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1 部	綴じ込み
	原 本	1 部	図面ファイル
(2) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1 部	綴じ込み
	原 本	1 部	綴じ込み
(3) 用地実測図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1 部	綴じ込み
	原 図	1 部	図面ファイル

注1：成果物の「電子データ」とは、PDFファイル及びCADデータを想定している。

2：成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。

3：成果物の電子データCD-R等は全体で正副2枚とする。

2 成果物の提出先は、東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所とする。

第5章 そ の 他

(管理技術者及び打合せ協議)

第11条 管理技術者の要件は、共通仕様書第1章第8条3によるものとする。

2 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間1回
- (3) 成果物とりまとめ段階

打合せには管理技術者が出席するものとし、打合せの場所は東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所とする。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

また、管理技術者は、屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第12条 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査

技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査を行う企業に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東海農政局において、令和 5・6 年度（測量・補償コンサルタント）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある
 - ② 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ① 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 11 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1 章第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（保険加入）

第 13 条 受注者は、共通仕様書第 1 章第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（契約変更）

第14条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第8条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第9条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第10条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 本特別仕様書第11条第2項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(疑義)

第15条 本特別仕様書に定めなき事項及び本業務の実施にあたり、疑義が生じたときは必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C
測 量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額